

「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための税制

少子高齢化の進展に対応した国民の金融資産の運用効率向上による豊かな生活の実現及び我が国金融・資本市場の国際的競争力強化等による活性化が必要
そのための今後の金融税制のあり方として、金融所得課税の一体化、配当の二重課税の排除及び投資（証券保有）促進税制の検討

（最近の金融取引税制をめぐる動き）

【証券界】

平14.6「今後の金融・証券税制のあり方について」
二元的所得課税を参考とした金融所得課税一体化の提言
平19.4「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会
- 中間報告 -」
「我が国の個人金融資産に占める投資商品の割合を現在の約13%から欧米並み（30%程度）に引き上げる。」

【政府税調】

平16.6「金融所得課税の一体化についての基本的な考え方」
平19年度答申
「金融所得間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を柱とする金融所得課税の一体化を進めるべき」

【与党】

平19年度「税制改正大綱」
➢10%の軽減税率は、その適用期限を1年延長して、廃止する。
➢金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成21年（度）からの導入を目指す。
➢市場の混乱を回避する観点から市場特例措置を講ずることも検討する。

【参考】 諸外国の動向

【北欧諸国】「二元的所得課税」

- 勤労所得には累進税率を適用
- 資本所得には低税率課税を適用

各国の税制改革に影響

【オランダ】 「ボックスシステム」の導入

【ドイツ】 利子・配当・株式譲渡益に税率25%の源泉分離課税の導入(2009年より)

【アメリカ】 2005.11 ブッシュ演説
金融所得への課税を分離した上で軽減(15%)する旨の提言
配当及び1年超保有株式譲渡益課税の軽減税率の延長
(2010年末まで)

金融所得課税の一体化の促進

基本的視点

投資家に簡素でわかりやすい税制

個人向け主要な金融商品を対象に包括的に捉える簡素な税制(分離課税方式の採用)
課税に敏感な「足の速い」所得に留意し累進課税の対象所得に比べ低い税率で課税

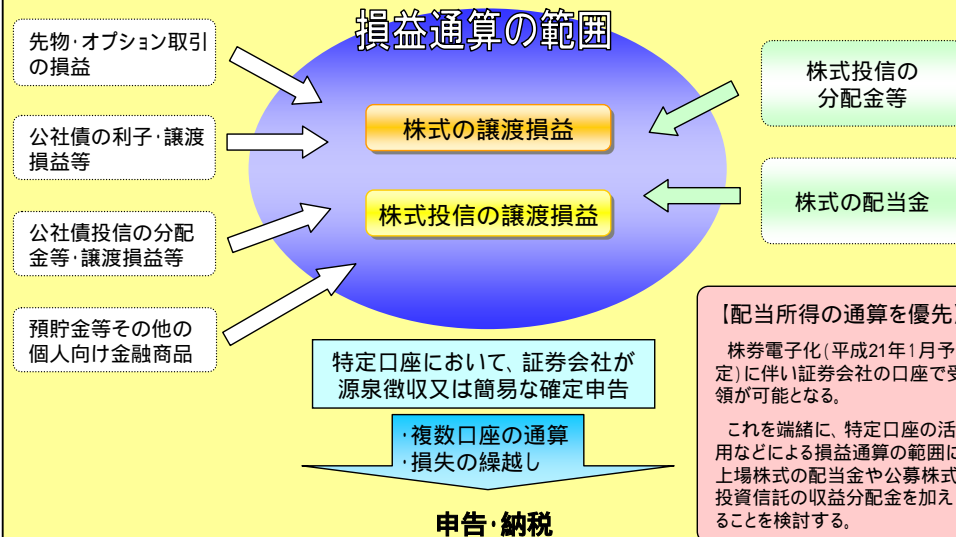
金融商品間及び間接金融と直接金融の間の中立性に配慮した税制

金融商品間の課税の違いにより個人の資産選択に与える歪みに配慮した中立性の確保
配当の二重課税の問題及び間接金融に有利な税制上の歪みに配慮した中立性の確保

損益通算の範囲を拡大することにより、投資リスクの軽減ができる税制

経済成長の糧となるリスクマネーの供給促進には投資家のリスクテイク能力の拡充が必要
限度額のない幅広い損益通算及び長期にわたる損失繰越の容認

特定口座における損益通算の可能範囲の拡大イメージ



投資（証券保有）促進税制

基本的視点

- 個人金融資産の投資商品割合
欧米（約30%）に比して低率（日本13%）
- 国際競争力強化 アジア諸国の施策も注視
- 配当の二重課税の問題及び間接金融に有利な税制上の歪みへの配慮
間接金融から直接金融への資金シフト

「貯蓄から投資へ」の流れは未だ道半ば

税率の軽減などの投資（証券保有）促進税制

（日本版ISA制度の導入等）
個人が長期に亘り少額投資を累積して行う資産形成の促進及び投資家の裾野を拡大

米国IRA：年間最大\$4000（約47万円）
英国ISA：年間最大£7000（約168万円）

二重課税の問題に留意

配当の二重課税の排除

諸外国の動向
(複雑な調整方法から簡易な調整方法へ)

配当所得の2分の1課税などによる
簡易な調整方法が必要

金融取引税制の改革に当たっての留意点

株券電子化を端緒に配当所得の通算を優先するなど段階実施の目標設定及び関係者のシステム開発等実務面に十分配慮した対応が必要
投資（証券保有）促進税制を検討するに当たっては、一部の投資家への効果ではなく、経済社会全般への効果を高める広い観点から議論することが重要
(リスクマネーの適切な供給による経済成長、個人の効率的な資産形成の促進など)
今後の税体系全体の議論の中で、アジア諸国の動向や国際的な投資資金の移動などの観点を視野に入れた検討が必要